

プロジェクト TOUKAI(東海・倒壊) -0

申し込み・問い合わせ先
藤枝市役所 建築住宅課
TEL 054-643-3481

無料の耐震診断

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅は無料で耐震診断が受けられます。

- ①市役所に電話
☎643-3481



建築住宅課で受付
相談士の依頼



- ②相談士訪問

1. 住宅の間取りや筋かいの位置や老朽度を確認し、耐震診断を行います。
2. 耐震診断の結果を報告し、補強計画などの相談に応じます。



※診断結果が1.0未満の木造住宅は下記の補助金を利用することができます。

木造住宅の耐震改修工事に関する補助制度

①補強計画の策定に対する補助

補強計画(設計図面)を作成するために支払う経費について補助をします。

【一般世帯・借家】 上限9万6千円 (補助率3分の2)

【高齢者等世帯※1】 上限14万4千円 (補助率10分の10)



②補強工事に対する補助

補強工事後の住宅の評点が1.0以上であり、かつ、補強工事前の住宅の評点を0.3以上上げる耐震補強工事費用について補助をします。

【一般世帯・借家】 上限40万円(55万円※3)

【中学生以下世帯※2】 上限70万円(85万円※3)

【高齢者等世帯※1】 上限80万円(95万円※3)



※1 高齢者等世帯とは・・・

①65歳以上の方だけの世帯

②身体障害程度等級が1級又は2級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居する世帯

※2 中学生以下世帯とは・・・ 中学生以下の子が居住する世帯

※3 耐震補強のPR(①かつ②~④)を行う住宅

①耐震補強工事のPR看板設置

②工事期間中に現場見学会を実施

③工事完成後に完成見学会を実施

④工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を提出

住宅耐震改修による税金の優遇制度

① 所得税

住宅耐震改修の標準的な費用の額(補助金除く)の10%(上限25万円)を所得税額控除

要件・自己が居住する住宅
・平成33年12月31日までに行われた耐震改修工事(評点1.0以上)

② 固定資産税

固定資産税額を2分の1(対象面積120㎡まで)

要件・昭和57年1月1日以前の住宅
・平成32年3月31日までに行われた耐震改修工事(評点1.0以上)
・耐震改修費用が50万円以上

その他の木造住宅耐震補助制度

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、耐震診断結果が 1.0 未満の木造住宅への耐震シェルター・防災ベッドの設置に対して補助をします。

○耐震シェルターの設置に対する補助【上限 35 万円】

木造住宅の 1 階に耐震シェルターを設置する場合、費用の一部を補助します。



○防災ベッドの設置に対する補助【上限 25 万円】

木造住宅の 1 階に防災ベッドを設置する場合、費用の一部を補助します。



木造住宅の建替に関する補助制度

○木造住宅の除却及び建設費用に対する補助

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、耐震診断結果が 1.0 未満の居住している木造住宅を除却し、その敷地に継続して居住するための住宅の建設する場合に費用の一部を補助します。補助率は 23% です。

【一般世帯】 上限 40 万円（除却のみ：上限 30 万円）

【子育て世帯・三世代同居世帯】 上限 80 万円（除却のみ：上限 30 万円）

（※子育て世帯・・・ 中学生以下の子が居住する世帯）

ブロック塀等撤去・改善工事に関する補助制度

① ブロック塀等の撤去費用に対する補助 【上限 10 万円】

通学路及び緊急輸送路等に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に要する費用の 10 分の 10（その他の道路に面する場合は 3 分の 2）以内の額を補助します。

② ブロック塀等の改善費用に対する補助 【上限 25 万円】

緊急輸送道路、避難路、避難地に面するブロック塀等を安全なフェンス等に改善する費用の 2 分の 1 以内の額を補助します。

木造住宅以外の建物の耐震診断補助制度

○耐震診断に対する補助【上限 50 万円】

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物の耐震診断を実施するために支払う経費に対して補助をします。補助率は 3 分の 2 です。

※延べ面積により補助額が変わりますので、ご相談ください。